- 第44回理事会(平成28年1月20日)
  - ✓ 運用部のグループ構成の変更について
  - ✓ 平成28年度要員計画について
- 第45回理事会(平成28年1月27日)
  - ✓ 平成28年度全国及び供給区域における需要想定について
  - ✓ 発電設備等系統アクセス業務に係る情報公表について(報告)
- 第46回理事会 (平成28年2月3日)
  - ✓ 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件適否の状況の公表について
  - ▼ 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の応募 資格審査について
- 第47回理事会(平成28年2月8日)
  - ✓ 定款の変更及び認可申請について
  - ✓ 業務規程の変更及び認可申請について
  - ✓ 送配電等業務指針の変更及び認可申請について
  - ✓ 臨時総会および拡大会議の開催・招集について
- 第48回理事会(平成28年2月10日)
  - ✓ 広域系統整備計画実施案に係るコスト等の調査の実施について
- 第49回理事会(平成28年2月17日)
  - ✓ 電気の質に関する統計集の作成・公表について
  - ✓ 広域連系系統の作業停止計画の取りまとめ・公表について

#### 1. 理事会の活動 ①理事会の審議(主要審議事項2/3)

- 第50回理事会(平成28年2月24日)
  - ✓ スイッチング支援システム他の運用開始について
- 第52回理事会(平成28年3月3日)
  - ✓ 本機関への系統アクセス妥当性確認依頼(接続検討回答)に対する回答について
- 第53回理事会 (平成28年3月9日)
  - ✓ 地域間連系線の利用ルール等に関する調査の契約締結について
  - ✓ 平成28年度、29年度の連系線の運用容量の値について
  - ✓ 平成28年度、29年度の連系線のマージンの値について
- 第55回理事会(平成28年3月16日)
  - ✓ 事務局の職制及び権限に関する規程及び権限表の変更について
  - ✓ 本機関への会員加入手続き等に係る様式の変更について
  - ✓ 系統アクセス業務の実施に関する規程の制定について
- 第56回理事会 (平成28年3月23日)
  - ✓ 広域機関システムのリースの契約締結について
- 第57回理事会 (平成28年3月29日)
  - ✓ 広域機関システムの運用開始について
- 第58回理事会(平成28年4月6日)
  - ✓ 平成28年度会費及び特別会費の請求について
  - ✓ 調整力等に関する委員会の名称、諮問事項の変更等及び委員の選任について



### 1. 理事会の活動 ①理事会の審議(主要審議事項3/3)

- 第59回理事会(平成28年4月13日)
  - ✓ 防災業務計画等の変更及び内閣総理大臣への報告について
- 第60回理事会(平成28年4月20日)
  - ✓ 送配電等業務指針第91条に基づく計画策定プロセス開始要否の確認結果について
  - ✓ 電源接続案件募集プロセスの募集要領(案)の確認結果について
- 第61回理事会 (平成28年4月27日)
  - ✓ 再エネ出力抑制に関する検証結果について
  - ✓ 発電設備等系統アクセス業務に係る情報公表について(報告事項)

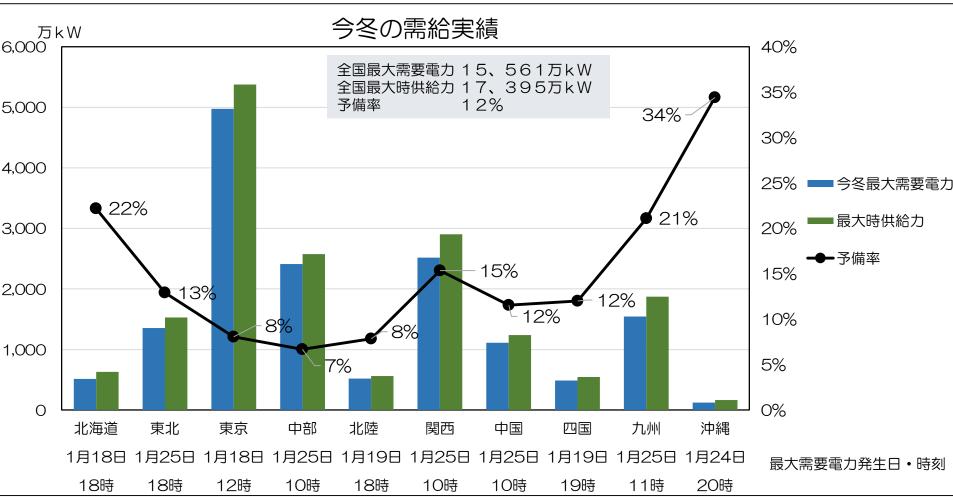
# 1. 理事会の活動 ①理事会の審議 業務規程第189条に基づく時期又は期限の暫定的な変更

■業務規程第189条に基づき、本規程に定める時期又は期限の暫定的な変更を行った 事実及びその理由について、以下の通り総会にて報告する。

年度 ————————————————————————————————————		暫定的な変更を行った事	変更理由等			
<b>平</b>	変更項目	変更前の時期又は期限	変更後の時期又は期限	发史连田寺		
	需要想定要領の 改正時期	1 1 月上旬	省令改正後	今回の需要想定要領改正は経済産業省令の改正を受けて 実施する内容が含まれるが、省令の改正が11月には施 行されない見通しのため。[第35回理事会] (平成28年3月11日公布、4月6日需要想定要領の改正を実施)		
	連系線空容量、運用 容量、マージン、計 画潮流の公表時期	長期:3月31日		広域機関新システムの本格運用に向けた移行に伴う措置 のため。		
		年間:3月15日				
平成27年度		月間:毎月20日		変更対象:長期(平成30年度~平成37年度)		
		週間:毎週木曜日	広域機関新システムへの 移行等の準備ができ次第	年間(平成28年5月~平成30年3月) 月間(平成28年4月、5月)		
	連系線利用計画(年 間・月間・週間)の 更新時期	年間:3月15日		週間(4月1日以降分) [第54回理事会及び第57回理事会]		
		月間:毎月20日				
		週間:毎週木曜日				
	供給計画の経済産業 大臣への送付時期	平成28年3月31日	平成28年6月30日	   経済産業省令第19号(平成28年3月11日)により、		
	需給バランス評価の 公表時期	平成28年3月31日	平成28年6月30日	平成28年度供給計画を取りまとめる時期について6. 30日となるため。		
	受給関連情報(年間 計画)の公表時期	平成28年3月31日	平成28年6月30日	[第57回理事会]		
平成28年度 (4月20日	連系線空容量、運用 容量、マージン、計 画潮流の公表時期	月間:毎月20日	広域機関システムにおける連系線利用計画機能の 段階的運用開始の準備が	広域機関システムにおける連系線利用計画機能の段階的 運用開始の準備が整っていないため。		
時点)	連系線利用計画(月 間)の更新時期	月間:毎月20日	段階的建用開始の準備が整い次第	変更対象:月間(平成28年5月、6月) [第60回理事会]		



# 3. 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項



- ・中部エリア:2011年度並みの厳冬により、震災以降の冬季最大電力を更新。供給力に知多火力5号機の 計画外停止等あり。10時が需要最大で供給力には太陽光を含む。
- ・関西エリア:2011年度の厳冬に比較し気温が高めで推移。10時が需要最大で供給力に太陽光を含む。
- ・九州エリア:供給力に原子力(2台)を含む。



# 5. ①広域系統整備委員会

#### 検討事項

定款第41条第1項の規定に基づき広域系統整備委員会を設置し、以下の事項を検討する

- (1) 広域系統長期方針に係る検討 (2) 広域系統整備計画に係る検討 など

畑亜フケジュール

	平成2	7年度		平成28年度			
70	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	下期		
委員会開催予定	* * *	* * *	* * *	* * *	* * * * * *		
広域系統長期方針	調査・各種情報収集シ	▼ ミュレーション・評価	中間報告書		最終とりまとめ▼		
	あるべき姿、実現に	向けた考え方	流通設	備形成の考え方整理	全体とりまとめ		
			将来潮	流の考察	_		
東北東京間連系線	基本要件決定(9/3				▼整備計画決定		
	公务安市	頁検討∙実施案募集∙評価 ─────────────────────		費用負担割合、整備計画取り	実施案・費用負担割合案決		
				其用其但引口、	) & E (8)		
東京中部間連系設備(FC)	基本要件決定(9/3 <sub>実施案拼</sub>	<b>0)</b> 是案∙評価	▼ 宇恢3	▼ 整備計画決定 k•費用負担割合案決定	-		
			・ <b>天加</b> タ ・ 整備計画取りまとめ		<u>-</u>		
中国九州間連系線(関門連系線)	* 長期	月方針等の検討結果	に基づき進め方	を検討			

委員会の議事

▼ 評議員会審議事項

開催回	議事	備考
第9回 (H28.1.29)	<ul><li>▶ 広域系統長期方針</li><li>▶ 広域系統整備計画(東北東京間連系線)</li><li>▶ 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況</li></ul>	<ul><li>実施案及び事業実施主体の応募資格審査(東北東京間)(2/3理事会) [応募者:東北電力]</li><li>一般負担の上限額設定(2/5評議員会)</li></ul>
第10回 (H28.2.22)	<ul><li>▶ 広域系統長期方針</li><li>▶ 広域系統整備計画(東北東京間連系線)</li><li>▶ 一般負担の上限額設定に関する検討状況</li></ul>	
第11回 (H28.3.15)	<ul><li>▶ 広域系統長期方針</li><li>▶ 広域系統整備計画(東京中部間連系設備(FC))</li><li>▶ 一般負担の上限額設定</li></ul>	<ul><li>▶ 一般負担額の上限額の指定(3/16理事会)</li><li>▶ 長期方針中間報告書とりまとめ(3/23理事会)</li></ul>
第12回 (H28.4.25)	➤ 広域系統整備計画(東北東京間連系線、東京中部間連系設備(FC))	➤ FC実施案、事業実施主体、費用負担割合案



#### 5. ①広域系統整備委員会

#### 一般負担の上限額設定の背景

- 〇従来、発電設備の設置に伴う電力系統の増強に関し、電源の特性によって、全てを一般負担 (一般電気事業者(系統部門)の負担)としたり、全てを特定負担(発電事業者の負担)と する運用が行われていた。
- 〇そこで、①効率的な設備形成の実現の在り方、及び②事業者の費用負担の考え方を明らかに するため、昨年11月、資源エネルギー庁より指針が公表された。

#### **発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針**(抄) 平成27年11月6日 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

○本指針は、<u>ネットワーク側の送配電等設備に関する効率的な設備形成の在り方</u>及び<u>発電設備設置</u> 者の費用負担の考え方</u>を明らかにすることを目的としている。

(中略)

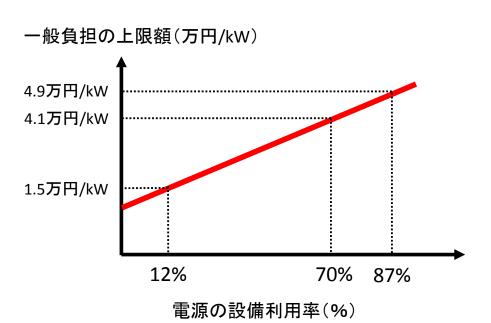
- ○一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と判断される基準額を超えた額については、特定負担とすることが適当である。
- ○当該基準額については、(略)種々の要素を専門的に検討することが必要であること、また、関係者の利害に直結するものであることなどを勘案し、全ての電気事業者が会員となっている<u>広域機関において検討し、指定する</u>ものとする。



#### 5. ①広域系統整備委員会

#### 一般負担の上限額の指定

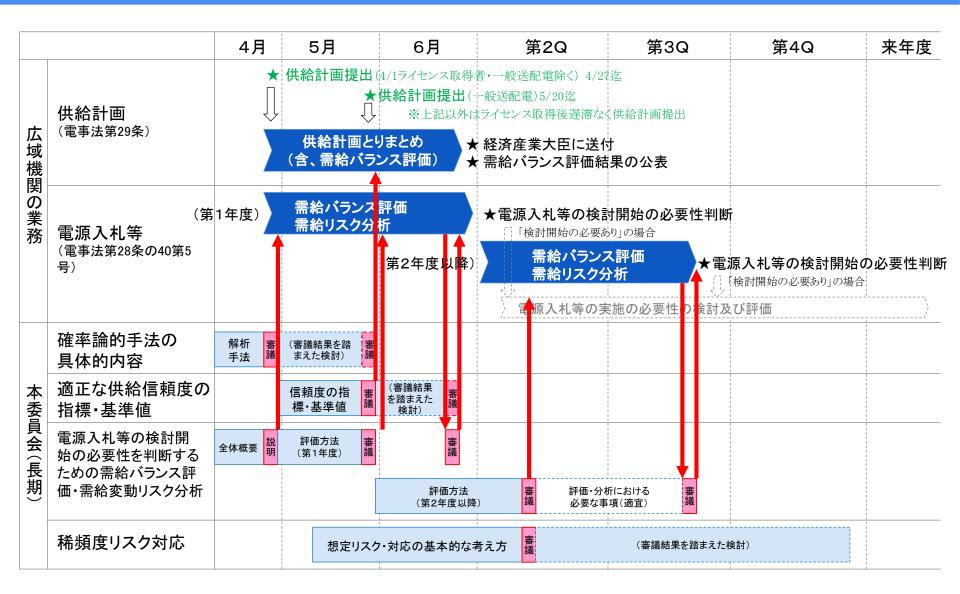
- 〇引き続き電源設置の円滑化を図るとともに、過去においても「承諾の限界」の規定を適用した 事案の単価水準などを勘案し、一般負担として許容される上限額として、過去に一般負担で実 施した最大値であった4.1万円/kWという水準を設定。
- 〇一方、系統増強に要した費用は電気料金に含まれる託送料金という形で需要家が負担している ことにかんがみ、託送料金体系との整合性を確保しつつ、電源の設備利用率に応じ、下表のと おり、一般負担の上限額を指定(平成28年3月16日)。
- ○今後とも引き続き、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて見直しを検討していくこととする。



電源種別	一般負担の上限額※1
バイオマス(木質専焼)	4.9万円/kW
地熱発電	4.7万円/kW
バイオマス(石炭混焼)	4.1万円/kW
原子力	4.1万円/kW
石炭火力	4.1万円/kW
LNG火力	4.1万円/kW
小水力※2	3.6万円/kW
一般水力※3	3.0万円/kW
石油火力	2.3万円/kW
洋上風力	2.3万円/kW
陸上風力	2.0万円/kW
太陽光	1.5万円/kW

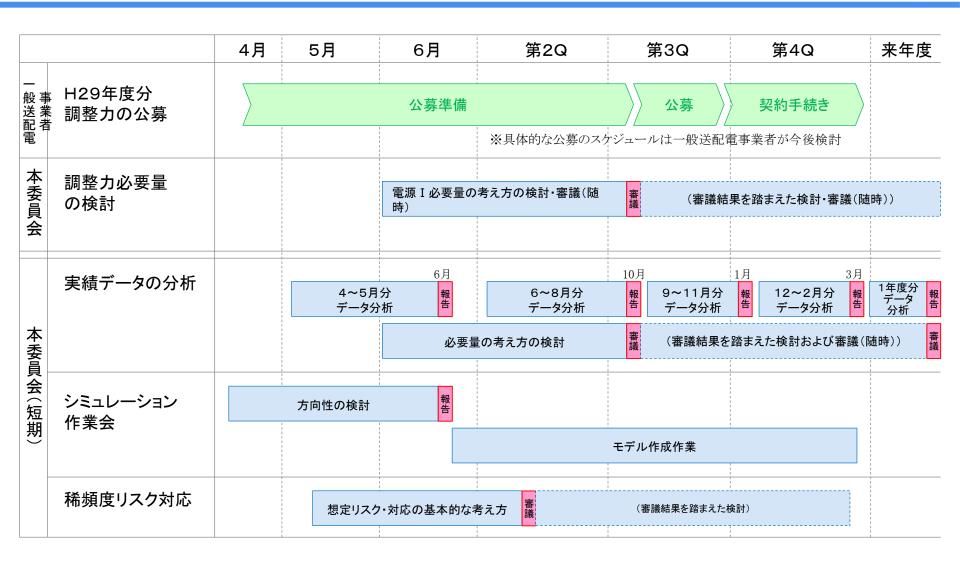


#### 5. ②調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の検討スケジュール(1)





#### 5. ②調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の検討スケジュール(2)





# 5. ②調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の検討スケジュール(3)

			4月	5月	6月	第2Q	第3Q	第4Q	来年度
本委員会での検討(マージン)	区分① (需給バランス・長期)		※ 昨年月		当面現状維持→	  連系線利用あり方議論や 	や供給力確保方策の講	<b>養論を踏まえて見直し</b>	
	区分② (需給バランス・短期)		※ 昨年原 脱落」	。 度は電源脱落のみ 以外も考慮した検	・ xを考慮する場合( 討を行うことから、 !	の考え方について検討し それに併せて検討を行	たが、短期断面の予	備力・調整力において電	· 源
	区分③ (周波数)	北海道本州間 連系設備 (北本)	※ 順方「 ※ 逆方「	 句(本州向き): 1º 句(北海道向き): 	    作年度の検討の結   昨年度の検討の	果、廃止の方向性を確認 結果、従来のマージンを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 認したため、手続き後、 を維持。 	実運用に反映。	
		東京中部間 連系設備 (FC)	両方向: 糸	<b>迷続検討</b>		7月 審議結果 を踏まえた 検討)	継続検討事項】 ・EPPS動作実績の追・経済的損失の評価 ・東京エリアのユニット	 	・コスト
	区分④ (その他)	北海道本州間 連系設備 (北本)	※ 逆方	) 句(北海道向き): :	昨年度の検討の	結果、従来のマージンを	1	i	
				州向き): 継続検言		を踏まえた検討)	の可能性	北海道エリアの周波数上	昇対策
			※ 上記	こ加え、マージンと <del>¦</del>	こして設定するか、 <del>!</del>	運用容量の減とするか、	、についても検討	1	 
		東北東京間 連系線	必要性·量	の検討	審議	(審議結果 を踏まえた 検討)			
	区分⑤ (稀頻度)			想定リスク	7・対応の基本的な	考え方 (審議)	(審議結果を踏まえた	<b>貪</b> 討)	
	北本・FC増設分の 利用方法		※ 区分(	〕~⑤の検討結果	関連あり   これえ、稀頻度を	対策の検討を踏まえて検	討。		

※マージンの配分と減少の論点は記載を省略している(各区分のマージンの必要量の検討に併せて検討)



継続的度

に実施の場合

## 5. ③情報セキュリティに関する取組



- 1 広域機関内の取組
- 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一 基準群」に準じた形で各規程を見直し
- ・サイバー攻撃等、想定される脅威に対して情報システムのセキュリティリスクアセスメントを実施し対策推進計画を策定
- 内部監査、外部監査、ペネトレーションテストの実施

- 2 会員向けの取組
- ・会員が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施 できるようにするため、国等の情報セキュリティガ イドラインの内容を踏まえ、必要に応じ標準規格を 見直した上、その内容について普及啓発活動の実施
- ・機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に 関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員 に対し情報提供

